

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、仕事と家庭を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

特に福祉の職場に多い女性労働者が継続して働くことができるように、妊娠・出産を通じて、子育て中の職員への支援の在り方や、仕事と子育ての両立を支援することのできる雇用環境の整備に努める。

計画期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

目標 1

妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための体制を充実させ、女性職員の育児休業取得率は 8 0 % 以上を維持し、男性職員の育児休業取得率は 5 0 % 以上を目標とする。(令和 7 年度の育児休業取得率は女性職員 100%、男性職員 67%)

<対策>

- ・ 令和 8 年 4 月～ 相談窓口とパンフレットの見直し（育休を使用しない職員向けパンフレットを新しく作成）、対象者把握のための体制検討
- ・ 令和 8 年 8 月～ 相談員の研修、職員へ周知

目標 2

年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とするとともに、月の平均残業時間は 1 時間以内とする。

<対策>

- ・ 令和 8 年 4 月～ 部署間、職種間での業務サポート体制を強化し、休暇取得・残業削減に向けて職員へ周知していく。
年次有給休暇取得予定表を職員へ配布し、計画的に年次有給休暇を取得する習慣を定着させる。

目標 3

男女雇用均等法、同一労働同一賃金に関して見直しを図り、職員にとって平等であるように努めていく。また、管理職に占める女性労働者の割合を 5 0 % 以上とする。

<対策>

- ・ 令和 8 年 7 月～ 現給与の見直しを検討
- ・ 令和 8 年 1 1 月～ 職員への周知、給与への反映